

羽曳野市 国土強靱化地域計画の概要

第1章 羽曳野市の特性

1. 地域特性

- ◇本市は、河内平野に覆われており、石川や飛鳥川、東除川が流れています。
- ◇石川は、大和川と合流している市内最大の河川であり、東除川は中小河川で、これら河川沿いの一部では、豪雨などによる浸水が想定されています。
- ◇市内に影響のある断層帯は複数あり、M6.9～M7.7程度の地震が発生すると予想されています。

2. 災害の歴史

- ◇府で想定している地震のなかで最も発生確率が高い「上町断層帯地震Bのケース」では、最大震度6弱、人的被害は110人と想定されています。
- ◇府南部では、過去に大きな水害を経験しており、市内の一部範囲でも水害が想定されています。

3. 羽曳野市の対応

- ◇災害時の被害を最小化する（防災力）とともに、被害の迅速な回復を図る（復元力）を併せ持つ「強靱化」の考え方にに基づき促進していきます。

第3章 脆弱性評価

1. 評価の枠組みと手順

①脆弱性評価の考え方

STEP-1 想定するリスクの設定（大規模な自然災害等）

STEP-2 「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ」の設定

STEP-3 「リスクシナリオ」を回避するために必要な施策分野の設定

STEP-4 「リスクシナリオ」を回避するための現状分析・評価の実施

②「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ」の設定

- ◇府計画においては、8つの事前に備えるべき目標と41のリスクシナリオを設定して評価を行っています。
- ◇本計画では、地理的環境や社会的特性等を考慮して、8つの事前に備えるべき目標に対応して、39のリスクシナリオを設定しました。

③施策分野の設定（個別施策分野・横断的施策分野）

- ◇国の基本計画や府計画を踏まえて、9つの個別施策分野を設定しました。

2. 評価の実施

- ◇39のリスクシナリオごと、施策分野ごとに現行の施策を整理し、評価を行いました。

第2章 基本的な考え方

1. 国土強靱化の取り組みについて

①計画策定への取り組み

- ◇平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年に「国土強靱化基本計画」が策定されました。
- ◇平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、社会全体で減災対策を一体的・計画的に進めることとなりました。
- ◇府では、平成28年に「大阪府強靱化地域計画」を策定し、国の基本計画の改訂されたこと等を受け、令和2年に見直しを行いました。

②計画の位置付け

- ◇本計画は、国の基本計画と調和を図りつつ、府計画との調和も保つ必要があります。
- ◇あらゆる災害事象（リスク）を見据え、どのような災害事象が起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な仕組みづくり、地域づくりを平時から持続的に展開していくこととするものです。

③国土強靱化に取り組む意義と関連計画等

- ◇本計画は、リスクシナリオを回避するために、既存の対策を整理し、それらに関連する計画を基に必要な個別施策を検討していきます。

2. 基本的な方針

①計画の方針

- ◇本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の各種計画・指針等となるべきものとして策定しています。

②基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

③計画の期間

- ◇社会経済情勢等の変化や本市の施策進捗の状況等を考慮し、令和3年度から7年度までの5年間とします。
- なお、本計画は毎年度の進捗状況等により必要に応じて見直すこととします。

④対象とする災害（リスク）

- ◇本計画では、風水害や巨大地震等の大規模な自然災害等を対象とします。また、複合災害や新型インフルエンザ等の感染症による事案も本計画の対象とします。

⑤配慮すべき事項

- ◇市民や関係機関等の主体的な参画
- ◇効率的・効果的な施策推進
- ◇広域連携の取り組み

⑥施策の推進とPDCA サイクル

- ◇各施策の推進は、効率的・効果的に強靱化の取り組みを進めるため優先度・重要度を考慮し進めていきます。

羽曳野市 国土強靱化地域計画の概要

第4章 具体的な取り組みの推進

1.概要

◇リスクシナリオを回避するために必要な各種の施策として、9つの個別施策分野ごとに整理しました。

2.具体的な取り組み(個別施策分野の推進方針)

① 行政機能	② 消防	③ 住宅・都市
<ul style="list-style-type: none"> ・市が管理するSNS(Facebook)を活用して情報発信を行います。 ・庁内のシステム管理としてハードウェアを含む既存システムのレベルアップ、バックアップの更新を行います。 ・業務継続計画の策定・修正を行います。 ・市民に対し防災知識の啓発活動を行います。 ・自主防災組織に対する訓練指導を行います。 ・総合防災ハザードマップを策定し、市民に対する周知・啓発活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団活動の充実強化を図ります。 ・消防用水を確保します。 ・消防活動計画を策定します。 ・救急救命士・指導救命士を養成します。 ・救急隊に救急救命士を配置します。 ・「緊急消防援助隊受援計画」に基づく訓練を実施します。 ・救出救助活動に必要な資機材を整備します。 ・消防車両や資機材を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の適正な管理と利用者の安心・安全の確保を図るために個別施設計画を策定します。 ・大阪府屋外広告物条例に基づく屋外広告物設置等の規制を行います。 ・空き家の適正管理を行います。 ・空き家の利活用を促進します。 ・市営住宅の建替えを実施します。 ・市営住宅の耐震化を促進します。 ・未耐震建築物の耐震化及び除却を促進します。
④ 交通	⑤ 上下水道	⑥ 保健医療・福祉
<ul style="list-style-type: none"> ・市内道路交通網の通行機能確保を推進します。 ・道路施設の耐震化など機能向上を推進します。 ・地域緊急交通路、交通広場の整備を推進します。 ・狹隘市道の拡幅、交差点改良、歩道設置等の整備を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「下水道長寿命化計画」及び「下水道ストックマネジメント」に基づく改築・修繕を実施します。 ・下水道施設等の運転監視及び保全等の維持管理を実施します。 ・水位監視カメラを設置します。 ・下水道BCPの策定を行います。 ・配水管改良工事・水道施設更新工事を行い、耐震化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関と応援協定を締結します。 ・要配慮者利用施設に対し避難確保計画策定及び計画に基づく訓練を指導します。 ・避難行動要支援者台帳登録者情報の新規申請者の登録、情報の更新を行い、対象者への登録推奨も行います。
⑦ 環境	⑧ 産業・雇用	⑨ 教育・文化
<ul style="list-style-type: none"> ・ため池ハザードマップを作成します。 ・ため池堤体等の点検・整備を行います。 ・柏羽藤環境事業組合による広域協定を推進します。 ・迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、災害廃棄物の発生量を把握し、選別・保管・焼却等のために、長期間仮置きが可能な場所の確保、最終処分までの処理ルートを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関と応援協定を締結します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し防災知識の啓発活動を行います。 ・中学校区単位で講演会を開催します。 ・職員に対し防災知識の啓発活動を行います。 ・職員訓練・研修を開催します。 ・学校施設マネジメントプラン(長寿命化計画)を推進します。